

背景

- ✓あらゆる産業でデジタル技術を活用したビジネスモデルが展開されており、デジタル技術が産業社会に与える影響はますます大きくなっている
- ✓このような中で国は、官民データ活用推進基本法の施工やDX（デジタルトランスフォーメーション）推進ガイドラインを策定するなど、DXは企業の競争力維持・強化のみならず、県民の生活を豊かにする重要なテーマとして、位置づけられている

課題

- ✓重要なテーマとして位置づけられている一方で、DX推進には様々な課題を抱えている
- [DX推進に向けた課題]**
- ①データ公開されている情報量が少なく、使いやすい形で公開されていない
- ②あらゆるデータを集約している環境が整備されていないので、データ収集に多大な時間を要する
- ③データを使いこなす人材が不足している

[現状のイメージ]

課題①

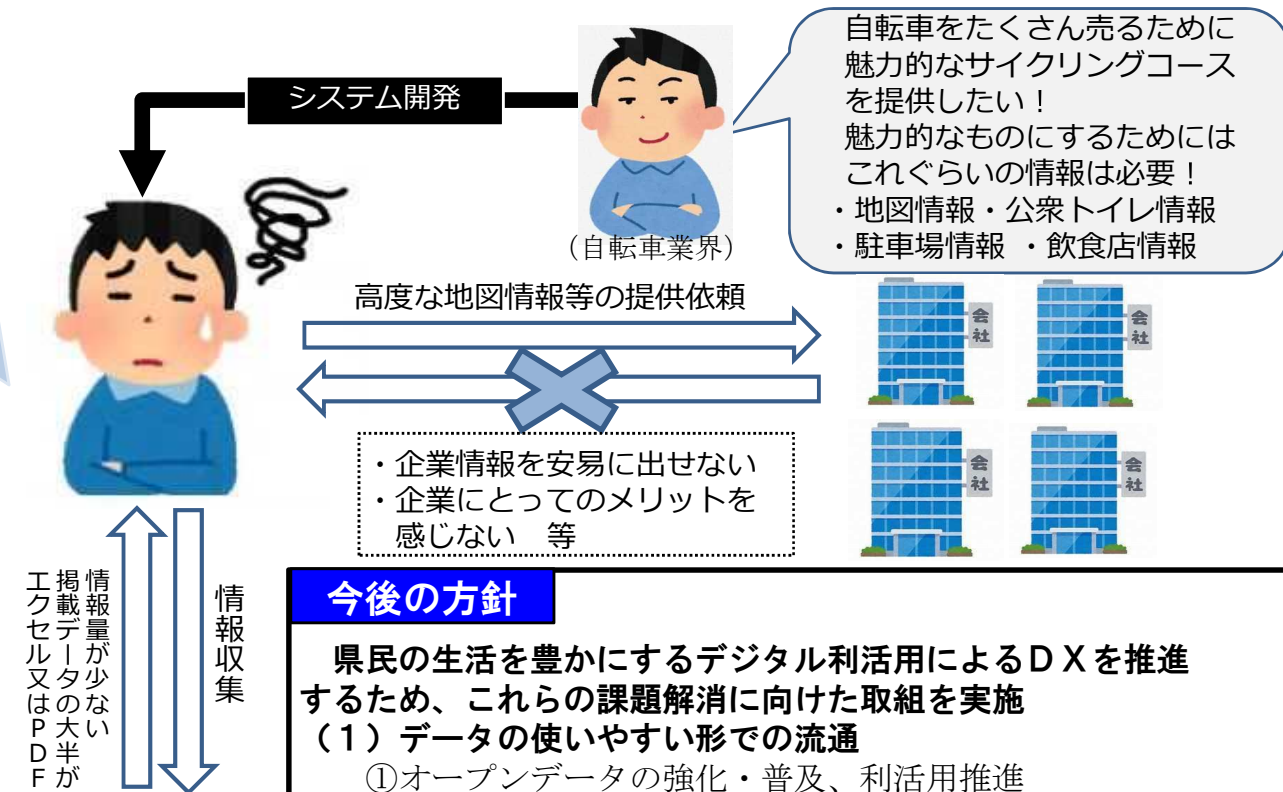
- ・民間企業が所有している高度な地図情報が欲しいが、データが公開されていない
- ・官公庁のオープンデータで観光施設の情報に掲載されていない
- ・公衆トイレ情報は公開されているが、PDF形式で使いづらい

課題②

- ・欲しいデータを集めるため、データごとに公的機関や民間企業と調整が必要で、多くの時間を要する

課題③

- ・情報集めることができたけど、システム開発方法が良くわからない



今後の方針

県民の生活を豊かにするデジタル利活用によるDXを推進するため、これらの課題解消に向けた取組を実施

(1) データの使いやすい形での流通

- ①オープンデータの強化・普及、利活用推進
- ②データ連携基盤の構築

(2) データを使いこなせる人材・企業の育成

- ①データを分析・利活用できるデータサイエンティストの育成
- ②データを分析・利活用できる企業の育成・周知

(3) 企業が抱える情報の利活用に向けた検討

- ①各企業が抱えている情報の提供を促すため、提供メリットを感じられる仕組み等を検討

オープンデータのこれまでの取組

県は「大分県オープンデータサイト」を作成し、コロナ感染者の情報など約180のデータを掲載
 県内18市町村と「おおいたオープンデータ推進協議会」を立ち上げ、県庁内部のみならず、各市町村において、データ公表を依頼



行政のデジタル化に向けた主な方針・計画

デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針（令和2年12月閣議決定）

- ✓ デジタルの活用により、一人ひとりのニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会 ～誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化～
- ✓ **デジタル社会形成の基本原則**（①オープン・透明、②公平・倫理、③安全・安心、④継続・安定・強靱、⑤社会課題の解決、⑥迅速・柔軟、⑦包摂・多様性、⑧浸透、⑨新たな価値の創造、⑩飛躍・国際貢献）

〔2020年改定版〕デジタル・ガバメント実行計画（令和2年12月閣議決定）

計画年度：2021年1月～2026年3月

- ✓ 「デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針」を踏まえ、**国・地方デジタル化指針を盛り込む等デジタル・ガバメントの取組を加速**

◆国・地方デジタル化指針

- 国・地方の情報システムの共通基盤となる「(仮称)Gov-Cloud」の仕組みの整備、自治体の業務システムの標準化・共通化「(仮称)Gov-Cloud」活用
- 公金受取口座を登録する仕組み、マイナンバーの預貯金付番を円滑に進める仕組みの創設
- マイナンバーカード機能をスマートフォンに搭載、電子証明書の暗証番号の再設定等を郵便局においても可能に、未取得者へQRコード付きカード交付申請書の送付、各種カードとの一体化（運転免許証、在留カード、各種の国家資格等）、マイナポータルのUX・UI（≠使い勝手）改善
- 個人情報保護法制の見直し（法律等の一元化、民間事業者等の負担軽減）等

◆地方公共団体におけるデジタル・ガバメントの推進

- 自治体の業務システムの標準化・共通化を加速（国が財源面を含め支援）
- 押印等の見直しに伴い、マイナポータルの活用等により地方公共団体の行政手続のオンライン化を推進

自治体DX推進計画（令和2年12月総務省策定）

計画年度：2021年1月～2026年3月

- ✓ 「デジタル・ガバメント実行計画」における**自治体関連のDX施策について、自治体が重点的に取り組むべき事項・内容を具体化**

◆推進体制の構築

- 全庁的なマネジメント体制の構築、外部人材の活用・職員の育成を推進、国の動向を踏まえた工程表の策定等による計画的な取組、都道府県による市町村支援

◆重点取組事項

- ① **自治体の情報システムの標準化・共通化** 目標時期を2025年度とし、基幹系17業務システムについて国の策定する標準仕様に準拠したシステムへ移行
- ② **マイナンバーカードの普及促進** 2022年度末までに全ての住民がマイナンバーカードを保有していることを目指し、申請を促進するとともに交付体制を充実
- ③ **自治体の行政手続のオンライン化** マイナンバーカードを用いて申請を行うことが想定される手続について、マイナポータルからオンライン手続を可能に
- ④ **自治体のAI・RPAの利用推進** ①、③による業務見直し等を契機に、AI・RPA導入ガイドブックを参考に、AIやRPAを導入・活用を推進
- ⑤ **テレワークの推進** テレワーク導入事例やセキュリティポリシーガイドライン等を参考に、テレワークの導入・活用を推進
- ⑥ **セキュリティ対策の徹底** 改定セキュリティポリシーガイドラインを踏まえ、適切にセキュリティポリシーの見直しを行い、セキュリティ対策を徹底

デジタル改革関連法案の全体像

- ✓ 流通するデータの多様化・大容量化が進展し、データの活用が不可欠
- ✓ 悪用・乱用からの被害防止の重要性が増大
- ✓ 新型コロナウイルス対応においてデジタル化の遅れが顕在化
- ✓ 少子高齢化や自然災害などの社会的な課題解決のためにデータ活用が緊要

デジタル社会形成基本法案（仮称）※IT基本法は廃止

- ✓ 「デジタル社会」の形成による我が国経済の持続的かつ健全な発展と国民の幸福な生活の実現等を目的とする
- ✓ デジタル社会の形成に関し、基本理念及び施策の策定に係る基本方針、国、地方公共団体及び事業者の責務、デジタル庁の設置並びに重点計画の策定について規定

〔IT基本法との相違点〕

- ・ 高度情報通信ネットワーク社会 → データ活用により発展するデジタル社会
- ・ ネットワークの充実 + 国民の利便性向上を図るデータ活用（基本理念・基本方針）
- ・ デジタル庁の設置（IT本部は廃止）

⇒ デジタル社会を形成するための基本原則（10原則）の要素も取り込んだうえで、デジタル社会の形成の**基本的枠組み**を明らかにし、これに基づき施策を推進

デジタル庁設置法案（仮称）

- ✓ 強力な総合調整機能（勸告権等）を有する組織。基本方針策定などの企画立案、国等の情報システムの統括・監理、重要なシステムは自ら整備
- ✓ 国の情報システム、地方共通のデジタル基盤、マイナンバー、データ活用等の業務を強力に推進
- ✓ 内閣直属の組織（長は内閣総理大臣）。デジタル大臣（仮称）のほか、特別職のデジタル監（仮称）等を置く

⇒ デジタル社会の形成に関する司令塔として、行政の縦割りを打破し、行政サービスを抜本的に向上

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律案（仮称）

- ✓ 個人情報関係3法を**1本の法律に統合**するとともに、地方公共団体の制度についても**全国的な共通ルール**を設定、所管を**個人情報委に一元化**（個人情報保護法改正等）
- ✓ **押印・書面**手続の見直し（押印・書面交付等を求める手続を定める49法律を改正）
- ✓ **医師免許等の国家資格**に関する事務へのマイナンバーの利用の範囲の拡大（マイナンバー法等改正）
- ✓ **郵便局**での電子証明書の発行・更新等の可能化（郵便局事務取扱法改正）
- ✓ 本人同意に基づく署名検証者への**基本4情報の提供**、電子証明書のスマートフォンへの**搭載**（公的個人認証法改正）
- ✓ 転入地への**転出届に関する情報の事前通知**（住民基本台帳法改正）
- ✓ **マイナンバーカード**の発行・運営体制の抜本的強化（マイナンバー法、J-LIS法改正）

⇒ 官民や地域の枠を超えた**データ活用**の推進、**マイナンバーの情報連携**促進、**マイナンバーカード**の利便性の向上・普及促進及びオンライン手続の推進、**押印等を求める手続の見直し**等による国民の手続負担の軽減等

公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律案（仮称）

- ✓ **希望者**において、**マイナポータル**からの登録及び**金融機関窓口**からの口座登録ができるようにする
- ✓ **緊急時の給付金や児童手当**などの公金給付に、登録した口座の利用を可能とする

⇒ 国民にとって**申請手続の簡素化・給付の迅速化**

預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律案（仮称）

- ✓ **本人の同意**を前提とし、一度に**複数の預貯金口座への付番**が行える仕組みや、**マイナポータルからも登録**できる仕組みを創設
- ✓ **相続時や災害時**において、**預貯金口座の所在を国民が確認**できる仕組みを創設

⇒ 国民にとって**相続時や災害時の手続負担の軽減**等の実現

地方公共団体情報システムの標準化に関する法律案（仮称）

- ✓ 地方公共団体の基幹系情報システムについて、**国が基準を策定し、当該基準に適合したシステムの利用を求める法的枠組み**を構築

⇒ 地方公共団体の**行政運営の効率化・住民の利便性向上**等